

## 平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に関する義援金等について

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震の発生を受け、外国政府及び外国の個人・企業、在留邦人等からの義援金等について、以下の方法により、平成30年（2018年）3月31日まで義援金等を受け入れております。

### 1. 在マルセイユ日本国総領事館における義援金の受付

皆様からお預かりした義援金については、当館で取りまとめて日本政府へ送金させていただきます。義援金をご寄付頂く方法につきましては以下をご参照頂きますようお願いいたします。

#### ○ 小切手で義援金をご寄付頂く方

小切手の宛先は「Consulat General du Japon」となります。

小切手を総領事館にお持ち頂く方におかれましては、当館にて、①氏名ないし機関名、②住所、③連絡先（電話番号、電子メール等）の提供をお願いいたします。

小切手を総領事館に郵送される方におかれましては、①氏名ないし機関名、②住所、③連絡先（電話番号、電子メール等）、④寄付金額を明記し、小切手に同封の上、郵送願います。また、領収書を郵送での返送をご希望の場合には、返送先の住所及び切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

#### ○ 現金で義援金をご寄付頂く方

現金を総領事館にお持ち頂く方におかれましては、当館にて、①氏名ないし機関名、②住所、③連絡先（電話番号、電子メール等）の提供をお願いいたします。

\* なお、匿名で御寄付頂いた場合等、当館にてご寄付の内容が確認出来ない場合がありますので御理解頂きますよう宜しくお願い致します。

義援金に関する情報の送付先：[consulatjapon.marseille@my.mofa.go.jp](mailto:consulatjapon.marseille@my.mofa.go.jp)

### 2. 日本赤十字社による海外救援金の受付

日本赤十字社による海外救援金の受付につきましては2016年6月15日付で終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。